

(別紙①)

宮崎県立学校における新しい生活様式

1 登下校等の対策

- (1) 家庭と連携した検温及び健康観察シート等を活用した健康管理を行う。
 - 登校前に確認できなかった児童生徒等は、登校後に必ず保健室等で検温を行う。
- (2) 登下校では、症状がなくてもマスクを着用する。
 - 気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外してよい（公共交通機関を利用の場合は除く）。その際は、人との距離を十分に保つよう指導する。
- (3) 登下校直後の手洗いをを行う。
 - 登校後、帰宅後は30秒程度かけて水と石けんで手を洗うよう指導する。

2 授業等の対策

- (1) 校内では、症状がなくてもマスクを着用する。
 - 気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外してよい。その際は、換気や児童生徒等の間に十分な距離を保つよう指導する。
- (2) 教室の換気をこまめに行う。
 - 休み時間以外に、授業中も定期的に行う。
- (3) 毎時間の授業開始時に健康観察を行う。
 - 教科担任が児童生徒等の健康観察を行い、授業を開始する。
- (4) 活動時における児童生徒等の身体的距離の確保を行う。
 - 教室内の座席や集会等の整列時など可能な限り間隔を空ける。
- (5) 児童生徒等が対面とならないような形で活動を行う。
 - 授業や昼食時には対面となるような活動等を避ける。

3 放課後・部活動等の対策

- (1) 部活動を除く、放課後の不要不急の活動等については極力控える。
 - 実施する場合は、授業等の対策と同様に感染拡大防止策を徹底し、長時間の活動は行わない。
- (2) 部活動の開始前には、健康観察を行う。
 - 部顧問が児童生徒等の健康観察を行い、部活動を開始する。